

---

## 第6回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和4年12月6日(火曜日)

---

### 議事日程(第1号)

令和4年12月6日 午前9時開会

- |          |                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 程 第 1  | 会議録署名議員の指名                                                                                  |
| 日 程 第 2  | 会期の決定                                                                                       |
| 日 程 第 3  | 諸般の報告                                                                                       |
| 日 程 第 4  | 陳情について                                                                                      |
| 日 程 第 5  | 決算審査特別委員会付託事項の報告<br>認定第1号令和3年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各<br>公営企業会計決算の認定について<br>(委員長報告、質疑、討論、採決) |
| 日 程 第 6  | 町長提出議案上程                                                                                    |
| 日 程 第 7  | 町長行政報告及び提案理由の要旨説明                                                                           |
| 日 程 第 8  | 提案理由の詳細説明(議案第68号～議案第76号)                                                                    |
| 日 程 第 9  | 質疑                                                                                          |
| 日 程 第 10 | 委員会付託                                                                                       |

---

### 本日の会議に付した事件

- |          |                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 程 第 1  | 会議録署名議員の指名                                                                                  |
| 日 程 第 2  | 会期の決定                                                                                       |
| 日 程 第 3  | 諸般の報告                                                                                       |
| 日 程 第 4  | 陳情について                                                                                      |
| 日 程 第 5  | 決算審査特別委員会付託事項の報告<br>認定第1号令和3年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各<br>公営企業会計決算の認定について<br>(委員長報告、質疑、討論、採決) |
| 日 程 第 6  | 町長提出議案上程                                                                                    |
| 日 程 第 7  | 町長行政報告及び提案理由の要旨説明                                                                           |
| 日 程 第 8  | 提案理由の詳細説明(議案第68号～議案第76号)                                                                    |
| 日 程 第 9  | 質疑                                                                                          |
| 日 程 第 10 | 委員会付託                                                                                       |

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄   | 2 番  | 伊 藤 好 晴   |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹   | 4 番  | 内 藤 眞 一   |
| 5 番 | 高 橋 英 次   | 6 番  | 安 部 誠 也   |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番  | 安 部 丘     |
| 9 番 | 平 石 玲 児   | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |

欠員（なし）

議 会 事 務 局 長    高 木 ゆ か り    書                      記    山 内 孝 之

|             |           |         |                   |         |
|-------------|-----------|---------|-------------------|---------|
| 町           | 長         | 塚原隆昭    | 副町長               | 奥田弘樹    |
| 教 育         | 長         | 大谷哲也    | 教 育 次 長           | 石 飛 幹 祐 |
| 総 務 課       | 長         | 那 須 忠 巳 | 防災危機管理室長          | 長 島 淳 二 |
| 会 計 管 理 者   | 那 須 和 博   |         | 基 幹 支 所 長         | 和 田 真 一 |
| まちづくり推進課長   | 藤 原 清 伸   |         | まちづくり推進課<br>総 括 監 | 門 脇 貴 子 |
| 産 業 振 興 課 長 | 植 田 勉     |         | 産業振興課総括監          | 藤 原 一 也 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 小 玉 千 恵   |         | 福 祉 事 務 所 長       | 安 部 農   |
| 住 民 課 長     | 永 井 あ け み |         | 建 設 課 長           | 森 山 篤   |
| 病 院 事 務 長   | 高 橋 克 裕   |         | 代 表 監 査 委 員       | 那 須 照 男 |

## なし

定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回飯南町議会定例会を開会いた

します。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため、対策をしての開会となりますのでご協力をお願いいたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、４番、内藤眞一議員、７番、景山登美男議員の兩名を指名いたします。

---

### 日程第２ 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

12 月 1 日、議会運営委員会が開催されております。ここで、議会運営委員会委員長より委員会の報告を求めます。２番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） ２番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） ２番。

おはようございます。去る 12 月 1 日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告します。

会期は、本日から 12 月 16 日までの 11 日間といたします。

日程であります。本日はこのあと、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行ったあと、委員会付託を行います。

７日および８日は休会とします。９日午前 9 時に本会議を再開し一般質問を行います。

10 日、11 日は休会とします。12 日から 15 日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終日 16 日は、午前 9 時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って、閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日 12 月 6 日から 16 日までの 11 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 12 月 6 日から 16 日までの 11 日間に決定いたしました。

---

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

9 月定例会以降本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。その中で、10 月 28 日に開催された雲南市・飯南町事務組合議会定例会の概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。提案された議案全て可決、及び認定されております。

また、11 月 9 日に東京で開催されました第 66 回町村議長全国大会では、地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議を採択いたしました。

以上、簡略ですが報告を終わります。なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いします。

那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、去る 11 月 22 日に執行しました例月現金出納検査の報告書を議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

.....  
飯 監 第 15 号

令和 4 年 11 月 22 日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

#### 現金出納検査報告書

#### 第 1 検査の概要

##### 1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和 4 年 10 月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

##### 2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

## 第 2 検査の結果

飯南町の令和 4 年 10 月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

## 第 3 その他 なし

.....

令和 4 年 10 月期の収支月計報告書は、別紙のとおり添付しております。計数につきましては省略をいたしますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 4 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第 4、陳情についてを議題といたします。

本日までに陳情 2 件を受理しております。陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。陳情第 5 号、国に対し、『再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）に向けた審議促進を求める意見書』の提出を求める陳情については、総務厚生常任委員会、陳情第 6 号、松本中部地区内で持続可能な農業を実現するための頭首工、水路等の改修工事を求める要望は、教育経済常任委員会に、それぞれ付託して、会期中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 5 号は、総務厚生常任委員会、陳情第 6 号は、教育経済常任委員会にそれぞれ付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

## 日程第 5 決算審査特別委員会付託事項の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 5、決算審査特別委員会付託事項の報告についてを議題といたします。委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

7 番、景山登美男決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（景山登美男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山委員長。

○決算審査特別委員会委員長（景山登美男）

おはようございます。委員会審査報告を行います。

令和 4 年 12 月 6 日

飯南町議会

議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町議会決算審査特別委員会

委員長 景 山 登 美 男

### 委員会審査報告書

第 4 回飯南町議会定例会において本委員会に付託された「令和 3 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算」について、審査の結果を報告する。

審査にあたっては、議決された予算が適正、公平かつ効率的に執行されたか、住民の行政に対する信頼が得られているか、また今後改善すべき点はないかなどに主眼を置いて、各会計を担当する課長、職員及び補助金交付団体並びに業務委託団体から事業内容の報告を求めるとともに、現地視察を行い審査を実施した。

#### 1. 審査の対象

- ・令和 3 年度飯南町一般会計歳入歳出決算書及び関係書類
- ・令和 3 年度飯南町国民健康保険事業外 2 件の特別会計歳入歳出決算書及び関係書類
- ・令和 3 年度飯南町病院事業会計、飯南町簡易水道事業会計、飯南町下水道事業会計各決算書及び関係書類

#### 2. 審査期間

令和 4 年 10 月 18 日から 11 月 28 日まで、10 回にわたり審査した。

#### 3. 審査意見

〔総 括〕

令和 3 年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が 96 億 2 千 3 百万円、歳出が 93 億 7 千 4 百万円となっている。前年度に比べ歳入は 6 億 8 千 8 百万円（6.7%）、歳出は 7 億 4 千 5 百万円（7.4%）それぞれ減少している。

一般会計では、歳入が 88 億 1 千 5 百万円、歳出が 85 億 7 千 7 百万円で、前年度に比

べ歳入は6億7千9百万円(7.2%)、歳出は7億3千8百万円(7.9%)それぞれ減少している。

歳入が減少した主な要因は、地方交付税が、コロナ経済対策や災害による特別な事情などにより、総額42億6千2百万円と過去10年の最多交付額となったものの、国県支出金、基金繰入金、町債などが減少したことによるものである。

また、歳出の減少は、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業、災害復旧事業などが増額となっているが、特定定額給付金給付事業や来島拠点施設整備事業、頓原球場照明改修工事などの大規模事業が完了したこと、災害復旧を優先するため社会資本整備総合交付金事業を抑制したことによるものである。

財政指標の状況は、経常収支比率が92.5%で前年度より1.2ポイント減少、地方債現在高比率が246.5%で前年度より9.3ポイント減少している。

財政健全化法に定める指標のうち、実質公債費比率は9.4%、将来負担比率は45.5%、といずれも早期健全化基準を下回ってはいるが、今後も限られた財源のもとで、効率的かつ効果的な事務事業の執行に努め、引き続き財政の健全化に取り組まれない。

去年は、新型コロナウイルス感染症対策と災害復旧に振り回された一年であったが、町民への生活支援とともに、地域経済の活性化や事業者への支援に尽力があったことを評価したい。

(町債について)

一般会計における令和3年度末の町債残高は109億2千7百万円で、前年度末に比べ3千3百万円増加している。事業の優先度を勘案しながら、事業平準化に努められたい。

(不用額について)

一般会計における不用額は4億2千万円である。予算の早期執行に努めるとともに、不用額が予想される場合は速やかに予算補正を行うよう対応されたい。

(予備費充当について)

一般会計における予備費の充当額は1千5百万円となっている。執行にあたっては、必要不可欠な最小限度にとどめられたい。

(事務事業実施の見直しについて)

住宅などの設計業務については、本町の自然、気候、風土などを熟知した業者へ委託するよう検討されたい。

頓原地域の道路維持補修管理業務は、頓原基幹支所が担っている。本来は建設課が担うべき業務であるので、建設課に一本化して実施されたい。

(街路灯の更新について)

連担地を中心に139基の街路灯が設置されている。設置から30年近く経過し、老朽化が顕著となっている。防犯灯を含め更新について早急に検討されたい。

(電気自動車充電設備の整備について)

道の駅赤来高原に設置されている電気自動車充電設備が、故障により使用できなくなっている。国においては温暖化対策の一環として、電気自動車の普及に取り組んでいる。速やかに整備されたい。

(農業用廃プラスチック回収について)

町内では年2回、農業用廃プラスチックの回収が行われているが、前期と後期の排出量が違うことにより、排出農家の負担にかなりの差が生じており、不公平感は否めない。関係機関との調整により是正されたい。

(スクールバスの運行について)

スクールバスの利用区域は、概ね学校の統廃合条件によるものと思われる。そのため、特に小学校の通学において、不公平な区域が散見される。現状を検証し、抜本的な改善を検討されたい。

(上水道の接続について)

赤来地域及び志津見地区の上水道接続率は100%であるが、その他の地区では80.6%となっている。奥畑・宇山・敷波・佐見浄水場区域の接続率が低い。中でも、佐見浄水場区域は顕著である。

安定した施設維持管理を継続するために、水道未接続の解消を図られたい。

宇山浄水場の給水が需要を満たしていないため、頓原浄水場の水を給水タンクで補給している。不合理なので早急な改善を求める。

以上が、令和3年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算審査の概要である。

当委員会は、本決算を認定することに決した。

.....

以上であります。

**○議長（早樋 徹雄）** これで、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

これより決算審査特別委員会付託事項の報告について質疑をおこないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は、自席へお帰りください。

**○議長（早樋 徹雄）** これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

まず反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

認定第1号、令和3年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第6 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、議案第68号から議案第76号までの9議案を一括上程いたします。ここで暫時休憩いたします。

午前9時22分休憩

.....

午前9時23分再開

---

#### 日程第7 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第7、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を求めます。なお、今回はフリップを使用したいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

本日、令和4年第6回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策について申し上げます。

最近の経済情勢を見ますと、コロナ禍が長期化する中、ウクライナ情勢や円安等に伴う原油・原材料、物価の高騰が続いており、世界的な景気後退懸念の高まりもあって、日本経済を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうしたことから、国は、地域の情勢に合わせて必要な対策を実施するため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に加え「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設しました。

町としましては、この交付金を活用し、原油価格や物価等の高騰に対応するため、先月7日の議会臨時会で、追加の対策に関する補正予算案をご議決いただいたところであります。

追加の対策としましては、4つの事業を行うことといたしました。

一つ目としては、寒冷地で都市部と比較し暖房費の負担が多い本町において、今後、家庭における負担増加が見込まれるため、各世帯に1万円分の灯油券を配布いたしました。

二つ目としては、町内の消費を喚起し、町民の皆様と町内商工業者の元気回復につなげるために行っています「プレミアム商品券発行事業」につきましては、10月に実施した第1回販売が非常に好評であり、早期に完売したことから、今月16日に販売を予定している第2回販売において、セット数を追加し、今後の更なる消費喚起対策として実施いたします。

三つ目としては、物価高騰の影響を大きく受けている「低所得の世帯や家計が急変した世帯」への経済的な支援として、対象となる非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給いたします。

四つ目としては、学校給食への影響に対する対応として、飯南町学校給食会に原材料費の上昇分を補助することとし、保護者負担を据え置けるよう対策を講じたところであります。

なお、町内の医療・福祉事業所、及び指定管理施設を含む町管理施設における光熱費等の高騰分につきましては、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

国においては、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行として、療養の在り方について、高齢者や重症化リスクのある方への適切な医療の提供を中心とする考え方に転換

され、全数届出の見直しも行われました。

また、届出対象外の方自らが「しまね陽性者登録センター」へ登録していただくことにより、県から様々な支援を受けることができます。

今後は、コロナウイルスへの対応と社会経済活動の両立を図っていく必要があります。

しかしながら、県内における新規感染者数は、1日の感染者数が過去最高であった8月中旬の1,620人から徐々に減少しておりましたが、10月中旬頃から徐々に増え始め、先月下旬には900人を超えるなど、既に第8波に入っている状況となっております。

また、町内におきましては、先月中旬から学校や保育所において子どもたちの感染が拡大し、一部の学校ではクラスターも確認されたため、休校措置を講じたところであります。

冬場に向けて、インフルエンザとの同時流行も懸念されることから、より一層、学校内での感染防止対策を強化するとともに、保護者の皆様にも、ご家庭での手洗い・うがいなどにご協力いただきながら、子どもたちが安心して学べる体制づくりに万全を期してまいります。

コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。特に年末年始などは外出機会やご家族以外の方と会われる機会も増え、感染リスクが高くなると思われます。発熱などの症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控えていただき、かかりつけ医などに連絡した上で医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

また、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手指衛生」などの基本的な感染対策、特に「こまめな換気」の徹底など、引き続き町民の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針に基づき、主要な施策について申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

令和4年秋の叙勲につきましては、受章者が発表され、本町からは真木の小野 覺さんが、飯南町議会議員としての功績により「旭日双光章」の栄に浴されました。また、高齢者叙勲につきましては、八神の鹿田 堅一さんが、県の獣医師として、県内の農林水産や畜産振興の功績により「瑞宝双光章」の栄に浴されました。

次に、様々な分野でご活躍いただいた方々の功労者表彰についてであります。

はじめに、31年の長きにわたり、島根県スキー連盟クロスカントリー強化委員として、ジュニア世代の育成に尽力された野萱の倉橋 宣さんが「生涯スポーツ功労者文部科学大臣表彰」を受賞されました。

また、先月3日に「飯南町功労者表彰式」を挙行し、平和に対する意識向上に貢献いただいた「はとぼっぼの会」会長 石川 隆さん、志々地区の交通安全指導員として長年ご活躍いただいた藤原 昭男さん、保護司として長年ご活躍いただいた宍戸 正美さん、

菅 龍昭さん、移動販売車による買い物支援と地域の見守り活動により地域振興に貢献いただいた「株式会社 コンビニエンス飯南」代表 難波 左江子さん、志津見ダム整備事業による生活再建のため地域振興に貢献いただいた山下 潔さんを、それぞれ「飯南町功労者」として表彰いたしました。

叙勲を受章されたお二方をはじめ、受賞された皆様のこれまでのご功労にあらためて深く感謝申し上げますとともに、今後、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、ブランドメッセージプロジェクトについてであります。

町民の皆様と共にこのプロジェクトを進めてきましたが、「ブランドメッセージ総選挙」を行い、「余白あります。」に決定したところであります。

このメッセージは、「心に余裕がある暮らしを楽しんでいる」「未来への可能性がまだまだある」「自由な発想でまちの魅力を生み出す町民でありたい」などの思いを込めたものとなっております。

9月11日には、お披露目イベントとして「いいなんブランドメッセージフェスティバル」を開催し、メッセージと同時にロゴマークも披露いたしました。

デザインした緑色の三角は「豊かな山」、赤い丸は「温かい人」、青い四角は「澄んだ川」を表しており、3つの図形を組み合わせることで自由に表現いただくことができるような仕組みとなっております。

決定したメッセージとロゴマークは、町民の皆様と一緒に活用しながら、まちづくりの活性化に繋げてまいりたいと考えております。

次に、職員の定年段階的引上げについてであります。

地方公務員法が改正されたことに伴い、職員の定年を、現在の60歳から、令和13年度には65歳となるよう、8年間をかけ段階的に引き上げることとなります。

これは、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、高度化・複雑化する行政課題への的確な対応を、長年の培った経験・知識・技術を活かし、組織力を維持するための制度であり、これらに対応するよう関係条例の改正を本定例会に提案しております。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、こども広場の整備についてであります。

先行して「みんなの広場来島交流センター」の敷地内に整備を進めております来島地区の「こども広場」につきましては、今月4日にオープンイベントを実施いたしました。

当日は、町内各地からたくさんのお子さんに参加いただき、整備した遊具や広場内で元気に遊ぶ姿が見られました。

今後は、隣接する中央図書館と併せて、子どもたちだけでなく保護者の皆さんの交流の場としても、大いに活用いただけるものと期待しております。

また、先月には赤名地区及び志々地区において、来年度の整備を予定している「こど

も広場」の内容について、意見交換会を開催しました。

参加者からは「子どもたちが自由に走り回れるようなスペースの確保」「中高生も一緒に取り組む遊具やベンチの製作」など、様々なご意見をいただきました。

これらのご意見を参考に検討を進め、子どもから大人までが集い、地域の交流の場となるような「こども広場」の整備に取り組んでまいります。

次に、秋祭りにおける賑わいの復活についてであります。

今年の秋祭りでは、神楽や「はやしこ」を奉納された神社もあり、久々に笛の音色が響き渡る賑やかな祭りとなりました。

コロナ禍においても、このような行事が少しずつ復活して取り組まれることは、地域の伝統文化の継承や地域の活性化のために大切なことと認識しており、今後、町内全域での再開を願っております。

次に、産業についてであります。

はじめに、肥料価格高騰対策についてであります。

ウクライナ情勢や急激な円安の進行により、本年から肥料価格の高騰が続いております。

原料調達費の上昇により、先月から販売されている春肥価格も、軒並み大幅な値上げとなりました。

急激な肥料価格の高騰は、農業経営を直接的に圧迫するものであり、このままでは農業者の経営意欲の減退のみならず、経営の継続そのものが危ぶまれる状況にあると考えております。

今回の肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、国は、化学肥料の低減に取り組む農業者の肥料費の一部を助成する事業を創設し、10月から支援が始まっています。県においても、国の支援を受けた農業者の自己負担額の一部を助成する事業を開始しているところです。

農業は本町の基幹産業であり、この経営基盤は何としても維持していく必要があります。

農業者が安心して経営を続けられるよう、町としましても自己負担額の一部を支援したいと考えており、補正予算に所要額を計上しております。

次に、和牛繁殖農家の経営継続支援についてであります。

和牛生産においては、生産コストのうち大きな割合を占める飼料費が、過去最大の値上げ幅を記録する一方、枝肉相場は軟調に推移しております。厳しい経営から、全国的に肥育農家の買い控えが起き、5月以降の中央市場での子牛平均取引価格相場は、2割程度下落しました。

10月に開催された全国和牛能力共進会で、島根和牛が優秀な成績を収めて以降、市場

価格は回復基調にあります。しかしながら、市場の急落期に子牛を出荷せざるを得なかった繁殖農家にとっては、予期せぬ厳しい結果になったと思われ、昨今の飼料価格高騰に今回の急激な価格下落が加わり、自助努力では対処し難い厳しい経営状況を招いており、このままでは経営意欲の減退から離農者を生む懸念があります。

こうした中、今後も町内で和牛繁殖を継続していただくため、繁殖農家を支援する応援金を交付したく、補正予算に所要額を計上しております。

次に、飯南米のPRについてであります。

本年は、消費者が飯南米を店頭で購入される際、良質な米であることを認識し、安心して購入してもらえるよう、飯南米の統一ロゴマークを作成しました。

米穀店等へは、取り扱う販売米に、統一マークを掲示してもらうよう働きかけており、徐々に店頭でマークの付いた商品が並ぶようになってきました。

また一方で、マークを前面に出したPRイベントを松江、広島、静岡、東京などで開催し、試食を通じて新たに飯南米のファンになっていただける消費者の開拓も、積極的に取り組んでおります。

今後も、飯南米がより一層有利販売として扱われるよう、ブランド力向上に繋がるPR活動を積極的に展開してまいります。

次に、J-クレジットの販売状況についてであります。

本年度から町有林を活用し、「二酸化炭素等の排出削減量・吸収量」の販売を開始しておりますクレジットについて、6月に第1号として株式会社日本旅行へ販売したところですが、以後も数多くの企業からの購入希望があり、本年認証を受けたクレジット量（88t-CO<sub>2</sub>）は年内で完売する見込みとなり、好調な販売状況となっております。

10月18日には、町内外の購入希望企業5社と仲介役である株式会社山陰合同銀行が一同に会し、売買契約合同調印式を開催しました。

販売好調の要因としましては、本町がこれまで培ってきた森林セラピーの取組がもたらす「森林ブランドイメージ」への評価によるものと考えております。

今後も、クレジットの販売促進はもとより、購入企業との連携を深め、企業活動に併せて本町の森林の魅力を発信していただくことで、本町の森林ブランドイメージがより一層向上するよう繋げてまいりたいと考えております。

なお、販売するクレジットの残量が無くなったことから、早急に認証機関による追加認証を受けたく、補正予算に所要額を計上しております。

次に、飯南バイオマスセンターの再開についてであります。

運営が休止されていた飯南バイオマスセンターについては、課題となっていた「原木の貯留場不足を解消するための貯木ヤード」をセンター隣接地に確保することとしておりましたが、先般、貯木ヤードが完成し運営環境が整ったところです。

既に運営主体である飯石森林組合により畜産用おが粉の製造は再開されておりますが、乾燥させた原木に限りがあることから、当面は限定した量を製造し、来年の秋以降、本格的な製造が行われることを確認しております。

懸案となっていましたバイオマスセンターがようやく再開できる状況となりましたが、この間、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

今後は、バイオマスセンターが安定的に稼働を続け、町内の豊富な森林資源を有効に活用していけるよう、町としてもしっかりと支援してまいります。

次に、琴引フォレストパークスキー場の運営についてであります。

琴引フォレストパークスキー場の林間コースにつきましては、昨年度発生した豪雨により閉鎖しておりましたが、復旧工事が完了し、今シーズンは全コース滑走可能となりました。

今月 17 日にオープンいたしますが、昨シーズンは久々に来場者が 3 万人を超え、この度の林間コースの復旧により、今シーズンもより多くの方にお越しいただき、楽しんでいただけるよう期待しております。

次に、三上公也と行く飯南町バスツアーについてであります。

先月 5 日、6 日の 2 日間、神戸市のラジオ関西が特別企画として「飯南町バスツアー」を開催されました。この企画は、ラジオ関西パーソナリティの三上公也さんが、飯南町赤名でお産まれになったことがきっかけで、13 年前から行われております。

今回は、記念となる 10 回目のツアーであり、34 名の参加者は、大しめ縄創作館、森林セラピー、飯南神楽団による特別公演や赤来高原観光りんご園など、本町を満喫していただきました。

三上さんのブログでは、バスツアーの様子が順次公開されており、ラジオではツアー参加者から本町の感想が送られ、ブログを見た方から「飯南町に行ってみたい」といった声が寄せられるなど、様々な反響があったと聞いております。

三上さんには、本町を大いに P R いただいております感謝申し上げるとともに、今後も、ラジオで「飯南町」の名前を出していただけるようであり、多くの方に広く本町を知っていただけると期待しております。

次に、武名ヶ平山新ルートの開通についてであります。

武名ヶ平山は、赤穴瀬戸山城址から約 1.2 k m 進んだ先にある山ですが、先月 12 日に「武名ヶ平山新ルート開通記念登山」が開催され、広島県・島根県・鳥取県より総勢 28 名が、爽やかな秋空のもと山登りを楽しみました。

新ルートでは、多くの貴重な山野草やキノコが見られるほか、かつて賑わった旧赤名スキー場のリフトがあり、過去を懐かしむ気持ちにさせられます。

頂上からの展望も絶景であり、新ルートの整備にご尽力いただいた皆様に感謝申し上げますとともに、本町の新たな魅力ある観光スポットとして、多くの方に楽しんでいただくことを期待しております。

次に、志津見ダム周辺地域の活性化対策についてであります。

10月9日、東三瓶フラワーバレーにおいて「第30回コスモス祭」を開催いたしました。

コロナウイルスの影響で3年ぶりの開催となりましたが、当日は6千人を超える来場者があり、飯南牡丹組のよさこいや、飯南神楽団による神楽上演、さつき保育所の太鼓演奏、大人気のやまめのつかみ取りなどが催され、会場は大いに盛り上がりしました。

また、ダム湖中流部周辺の景観整備を目的として先月5日に「志津見ダム企業CSR活動」を実施いたしました。

3年ぶりの開催となりましたが、取組に対して町内外の企業から賛同いただき、当日は27社164名と多くの参加者があり、うぐいす茶屋周辺やフラワーバレーロードの除草作業、紅葉の植樹林の手入れなどを行っていただきました。

ご協力いただきました企業や参加いただいた皆様に、あらためてお礼申し上げます。

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

ワクチン接種の対象が生後6カ月からと拡大されたことにより、幅広い対象者への適切なワクチン接種が実施できるよう努めています。

また、オミクロン株対応のワクチンにつきましても、1人1回の接種であることから、概ね年内に希望者への接種が終了できると考えております。

町内のワクチン接種率は、先月25日現在、1・2回目接種済者は約89%で、うち高齢者は95%であります。3回目接種済者は約83%、うち60歳以上は93%であります。4回目接種済者は約64%、うち60歳以上は85%であります。いずれも高い水準であり、感染予防や重症化予防に効果が出ていると考えております。

ワクチン接種の開始以降、飯南病院医師をはじめ、ご協力いただいた関係者の皆様には、心から感謝申し上げます。

次に、民生児童委員の改選についてであります。

任期満了に伴う改選により、今月1日に28名の民生児童委員と4名の主任児童委員を、それぞれ委嘱させていただきました。

この度退任されました15名の委員の皆様におかれましては、これまでのご労苦に対し、心から敬意を表するとともに、住民の心の支えとなっていたことに、厚くお礼申し上げます。

継続して携わっていただく方、新たに就任いただいた方におかれましては、子どもか

ら高齢者まで、住民福祉の向上にお力をお貸しいただきますようお願い申し上げます。

また、民生児童委員協議会におかれましては、今後も、地域のセーフティネットの役割を担いつつ、関係機関と一緒に安心して安全な地域づくりに取り組まれることを期待しております。

次に、健康づくりについてであります。

コロナウイルスの流行以後、地域に出向いて集団での健康教室などの事業ができずにおりましたが、9月28日、29日に町内4会場で「健康にい〜にゃん相談会」を実施し、骨密度や血管年齢測定、物忘れ簡単チェックなど、住民健診にない項目の測定や保健師による健康相談を行い、約100人の参加がありました。

また、10月15日には、連携協定を締結した明治安田生命と協力し、道の駅頓原において健康イベントを開催しました。

会場では、明治安田生命による血管年齢の測定、雲南保健所による展示や健康グッズの配布などもあり、楽しみながら健康への関心を高める活動ができたところであり、今後も工夫を加えた健康づくり活動に取り組んでまいります。

次に、高齢者グランドデザインの策定についてであります。

高齢者施設では、従事者不足が深刻な課題となっておりますが、その状況が職員だけでなく、住民の皆さんにも大きく影響しております。

この状況は、本年開催した町政座談会でもお知らせし、広報い〜なん10月号でも介護職場の特集を組み、一人一人が自分たちの事として考えていかなければならないことと広報したところであります。

町としましては、安心安全な暮らしを守るために、「飯南町高齢者グランドデザイン」を本年度中に策定したいと考えており、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げ、特に町内で特別養護老人ホームを運営する2法人を中心に、将来的な構想を協議しております。

協議の中で、勤務する職員が働きやすい職場環境を整えることが課題となっていることから、従事者アンケートを行い、事業所ごとの特性を踏まえた職場環境の改善に取り組むたいと考えており、調査費について、補正予算に所要額を計上しております。

次に、病院事業の運営についてであります。

本年度上半期の運営では、引き続きコロナウイルスへの対応を行う中で、6月下旬に発生した町内介護福祉施設でのクラスターに始まり、町内でも多くの感染が確認された第7波の影響により、一部の診療の制限や健診、検査の延期、電話による診療などを行いつつも、院内感染の防止と通常診療の維持を第一に取り組んでまいりました。

今後も、インフルエンザとの同時流行や第8波への懸念など、コロナウイルスへの対応が続きますが、地域で唯一の救急医療及び入院機能を持つ医療機関として、出来得る

限りの対策を講じ、適切な医療が提供できるよう努めてまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、定住住宅の整備についてであります。

町産材をふんだんに活用した板倉構法による定住住宅につきましては、八神地区に3棟整備しておりますが、来年2月以降に入居いただけるよう準備を進めております。

現在、ホームページ等で入居者の募集を行っていますが、住宅が完成した際には、町民の皆様にも住宅をご覧いただけるよう、内覧会等のイベントを計画したいと考えております。

次に、飯南町気象防災アドバイザーの設置についてであります。

気象防災アドバイザーとは、防災の知識を兼ね備えた気象の専門家であり、平常時は日々の気象解説や出前講座など、非常時には災害対策本部へ気象情報や見通しなどを詳しく解説いただける方です。

自然災害に備えるために、気象庁のアドバイザーを町のアドバイザーとして委嘱することで、よりの確な避難情報の発令を行うことができます。

正式に「飯南町気象防災アドバイザー」を設置したく、補正予算に所要額を計上しております。

次に、原子力防災訓練についてであります。

島根原子力発電所において、万が一重大な事故や原子力災害が発生した際には、「島根県広域避難計画」に基づき、松江市大野地区の住民が本町へ避難されることになっております。

先月12日には、島根県原子力防災訓練が行われ、大野地区の住民約50人が本町へ避難されたところであります。

原子力災害等はあってはならないことですが、有事の際には避難された方が安心して避難生活を送っていただけるよう、今後も訓練に協力してまいります。

次に、災害復旧についてであります。

本町は、昨年の7月豪雨で発生した数多くの被災箇所の復旧に全力で取り組んでおりますが、現在の災害復旧の進捗状況は、先月末時点で農地災害77%、農業用施設災害63%、道路災害92%、河川災害36%が完了しております。

家屋裏山の復旧対策事業につきましては、6箇所全てが完了いたしました。

今年度発生した災害5件については、令和3年災害の復旧工事と併せ、早期完了に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、河川の量水標（水位表示）の設置についてであります。

かねてからご要望のありました、河川の量水標につきましては、本年度の県事業において三日市の松崎橋、松本中部の潮橋、頓原の万対橋の3箇所に設置されました。

今後、量水標の設置箇所へ河川カメラが設置され、来年4月から県の水防情報システムにおいて公開予定であり、大雨時における河川の水量が確認することが可能となりますので、避難情報の判断等に活用したいと考えております。

次に、生活道の整備と安全確保についてであります。

町道頓原長谷線の道路整備については、頓原小中学校登校路のロードヒーティング廃止に対するご意見をいただき、令和2年度から検証を重ねてきました。

検証の総括と今後の方針について、先月頓原小中学校の保護者と住民を対象とした説明会を実施し、概ねご理解がいただけましたので、当初の計画どおりロードヒーティングを廃止し、安全対策に努めながら事業の完成を目指してまいります。

冬季の安全確保につきましては、今冬は大雪の長期予報もある中、寒波による水道管の凍結や漏水による断水が心配となる時期となり、凍結防止の注意喚起や、自治区長様を通じて冬期間空き家となる住宅の情報提供などをお願いしてまいります。

除雪につきましては、今年度発注した5トン級の除雪車が先月納車され、11トン級については今月に納車予定であり、国や県など関係機関と連携を図りながら、万全を期して生活道の安全確保に全力を挙げてまいります。

次に、雲南圏域ごみ処理施設の整備についてであります。

このたび、雲南圏域における不燃ごみ広域処理施設整備に係る基本構想の中間報告があり、可燃ごみと併せて不燃ごみも雲南市、飯南町、奥出雲町の3市町で広域化・集約化を図ることが、経済性、環境保全性においても最も有効であるとの結果がまとまりました。

この基本構想については、今後、広く意見公募を実施することとしておりますが、この結果を受けて、今後は3市町が中心となって可燃ごみ・不燃ごみの一体的な処理施設整備に向けて、施設規模や用地の条件など、具体的な検討を進めてまいります。

次に、令和4年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、コロナ禍における物価高騰対策として、福祉事業所電気代等高騰支援に4百万円余、肥料価格高騰対策に8百万円余、和牛繁殖農家経営継続応援金に2百万円余を計上しております。

また、燃料代の高騰による町管理施設等の光熱費高騰の追加分として1千8百万円余、他の主な補正としましては、好調な販売状況であるJークレジット制度活用促進事業へ1百万円余など、総額6千7百万円余を計上しております。

また、今回提案いたします議案は、職員の定年が段階的に引き上げられることに伴う給与や定年に関する条例の改正など条例関係4件、令和4年度飯南町一般会計補正予算(第6号)など、予算関係5件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に

説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（早樋 徹雄）** ここで、休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で 10 時 30 分からといたします。換気をお願いいたします。

**午前 10 時 09 分休憩**

.....  
**午前 10 時 30 分再開**

---

## **日程第 8 提案理由の詳細説明**

**○議長（早樋 徹雄）** 本会議を再開いたします。

日程第 8、提案理由の詳細説明に入ります。

はじめに、議案第 68 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第 69 号、飯南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について及び、議案第 70 号、飯南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案を、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○総務課長（那須 忠巳）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 那須総務課長。

**○総務課長（那須 忠巳）** はい。番外。はじめに議案第 68 号について説明をします。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 6 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。制定文ですが割愛し、少しめくっていただきますが、10 ページ。10 ページの方の説明資料にて行います。

はじめに提案理由の方ですけれども、行政報告の方でも触れておりますけれども、定年が段階的に引上げられることに伴い、定年引上げ後における現行の定年年齢、60 歳を超える職員の給与等の見直しを行うため、以下の関係、8 つの条例について所要の改正を行うものです。

2 つ目、改正条例の概要についてですが、1 つ目は、飯南町職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。はじめに給与職員条例の附則の改正となりますけれども、その中身。ア．職員の給料月額、職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後、原則 7

割水準とするもの。いわゆる役職定年制に対応するものです。

イ．医師及び歯科医師は、先ほどのアの規定は適用しないとするもの。とし、医師については、役職定年から除外するというものであります。

2つ目の、飯南町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例など、下のアからカの一部改正です。

定年を迎える職員をその対象に加えるもの。再任用制度の名称を変更して新たに定年前再任用短時間勤務制度を導入するもの。この制度につきましては、後ほど議案第70号にて説明しますが、この導入によります軽微な名称の変更、あるいは条ずれなど次の関係する6つの条例を一括して整備するものです。

ア以降、ご覧のとおりでありますけれども、(3)として飯南町職員の再任用に関する条例を廃止するもので、これは先ほど申し上げました、現在、再任用職員という職で呼んでおりますけれども、これが廃止されまして、飯南町職員の定年に関する条例に新たに暫定再任用制度を追加することに伴いまして、本条例は廃止するものとします。

施行期日は、来年令和5年4月1日とし、11ページ以降、次のページ以降は新旧対照表をのせておりますのでご覧ください。この議案につきましてはの説明は以上です。

続きまして、議案第69号について説明します。

飯南町職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。制定文でありますけれども、説明は2枚めくって3ページの説明資料にて行います。

はじめに提案理由ですけれども、地方公務員法に定める高齢者部分休業制度の新たな導入に伴いまして、島根県職員の高齢者部分休業に関する制度に準じて必要な事項を定めるものです。

2つ目、条例の概要としまして、高齢者の多様な働き方を認めるため、次に掲げる事項を定めるものです。

その事項の1つ目。対象となる年齢を定め、高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢は、55歳とするもの。

2つ目。高齢者部分休業の承認です。高齢者部分休業の承認は、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、5分を単位として行うもの。

1週間が38時間45分と定義されていますので、その約半分ということとなります。

3つ目。その高齢者部分休業中の給与についてですけれども、先ほどの部分休業を取得した場合の給与は、無給となるということを規定するものであります。

こちらの方も施行期日は、来年令和5年4月1日とします。こちらについての議案は

以上です。

続きまして、議案第 70 号について説明します。

飯南町職員の定年等に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 26 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 6 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。改正文ですけれども、説明の方は少しめくっていただきまして、14 ページとなります。こちらの説明資料の方で説明します。

はじめに提案理由ですけれども、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、定年が 65 歳まで段階的に引き上げられることとなり、島根県職員の定年等に関する制度の改正に準じて所要の改正を行うものです。

条例の概要としまして、（１）職員の定年の段階的引き上げです。

ア、島根県に準じて、現行 60 歳の定年を 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げることとします。

イ、職務と責任の特殊性や欠員補充の困難性のある医師・歯科医師の定年年齢は、現行 65 歳ですけれども、県に準じて 70 歳とすることとします。

下の方に年度による退職年齢の早見表がありますけれども、後ほど説明をいたします。

（２）管理監督職の勤務上限年齢、いわゆる役職定年制の導入です。

ア、管理監督職の勤務上限年齢を、原則 60 歳とする。いわゆる役職定年制を導入し、役職定年した職員を非管理監督職へ配置するもの。ただし、医師、歯科医師等については役職定年制から除外するものであります。

イ、職務の遂行上特別な事情により、当該職員が降任することで公務の運営に著しい支障が生ずる場合等に限り、引き続き管理監督職として勤務することができる制度、このことを特例任用と呼びますが、これを導入するもの。

このイの特例任用制度を設けることで、上の方のアで役職定年の年齢を原則 60 歳ということであっております。

続いて（３）の定年前再任用短時間勤務制の導入です。先ほども説明しましたが、その名称の変更ということで説明しましたが、その内容についてです。

ア、60 歳に達した日以後定年前に退職した職員について、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務、これは概ね 1 週間に 4 日程度勤務することを想定しておりますけれども、そうした短時間による再任用することができる制度であります。これを導入することとし、任期を常勤職員の定年退職日までとするもの。

めくっていただきまして、イ、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65 歳まで再任用できるよう現行の再任用制度、現在 1 名在職しますけれども、これと同様の

制度の暫定再任用制度という名称に変更し、導入するものであります。

続いて、(4) 情報提供・意思確認制度の新設ということで、職員が 60 歳に達する年度の前年度に、当然のことですけれども 60 歳以後の任用や給与等の情報提供を行ったうえで勤務の意思を確認するための制度を設けるものです。

施行期日は、来年令和 5 年 4 月 1 日とします。

隣のページの方に参考として、何年生まれのものが何歳で定年を迎えるのかというものが早見表であります。昭和 42 年生まれから 65 歳定年となりまして、この段階的定年の範囲内にいる一般職の職員は 9 名が該当しております。

17 ページ以降の方には、めくって 17 ページ以降の方には、新旧対照表をのせておりますのでご覧いただければと思います。

以上、3 議案についての説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 71 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 門脇まちづくり推進課総括監。

**○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）** 番外。議案第 71 号について説明します。

飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 22 年飯南町条例第 35 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 6 日 提出。飯南町長。

次ページに改め文を付けておりますけれども、読み上げは省略し、2 ページの説明資料をご覧ください。

提案理由です。八神地内に定住促進賃貸住宅が新たに完成することに伴い、条例を改正するものです。

改正条例の概要です。別表第 1 に八神里山住宅 A 棟、B 棟及び C 棟の 3 棟を追加する。家賃月額、既存の世帯向け定住促進賃貸住宅に準じて 40,000 円とする。

施行期日は、規則で定める日です。

3 ページに、新旧対照表を付けておりますのでご覧ください。説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 72 号、令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

**○副町長（奥田 弘樹）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第 72 号について説明します。

令和 4 年度飯南町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,748 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 89 億 7,929 万円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 6 日 提出。飯南町長。

2 ページ。第 1 表、歳入歳出予算補正。まず歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に 9,462 万 5 千円を追加し、39 億 9,058 万 8 千円。

款、使用料及び手数料。既決額に 18 万円を追加し、8,324 万 6 千円。

款、国庫支出金。既決額に 1,947 万 6 千円を追加し、14 億 5,960 万 8 千円。

款、県支出金。既決額に 320 万 3 千円を追加し、7 億 3,249 万 1 千円。

款、繰入金。既決額から 5 千万円を減額し、5 億 9,350 万円。

歳入合計。既決額に 6,748 万 4 千円を追加し、89 億 7,929 万円。

ページをおめくりください。3 ページ、歳出です。

款、総務費。既決額に 864 万 1 千円を追加し、13 億 1,608 万円。

款、民生費。既決額に 901 万 7 千円を追加し、13 億 9,869 万 9 千円。

款、衛生費。既決額に 1,860 万 5 千円を追加し、8 億 4,338 万 9 千円。

款、農林水産業費。既決額に 1,922 万 2 千円を追加し、13 億 3,664 万円。

款、商工費。既決額に 462 万 4 千円を追加し、3 億 7,909 万 1 千円。

款、土木費。既決額に 432 万 9 千円を追加し、6 億 4,513 万 2 千円。

款、消防費。既決額に 264 万 3 千円を追加し、2 億 4,718 万 7 千円。

款、教育費。既決額に 40 万 3 千円を追加し、4 億 8,010 万 8 千円。

歳出合計、既決額に 6,748 万 4 千円を追加し、89 億 7,929 万円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。4 ページ、事項別明細書です。めくっていただきまして、総括の方です。歳入の方は説明は省略し、歳出の補正財源内訳です。

国庫支出金 557 万 5 千円。その他特定財源 18 万円。一般財源 6,172 万 9 千円。

ページをめくっていただきまして、歳入明細です。

款、項、目、ともに地方交付税。普通交付税は今回の財源として充てております。

款、使用料及び手数料、項、使用料。2つの使用料ありますけども、今後を見込んでの増額の補正であります。

款、国庫支出金、項、国庫負担金。国保基盤安定から児童扶養の手当の方まで4つの負担金ありますけども、利用者の増によるものであります。

続く、目、衛生費国庫負担金は、ワクチン接種対応拡大による補助金であります。

下のページの方行きます。

目、国庫補助金は、今回コロナ対策4事業ありますけども、これに対する交付金。この下の先ほどのワクチン接種に対するもの。

続く、款、県支出金、項、県負担金、目、民生費県負担金は、これも先ほどの上のページの国庫補助金の方で同様であります。国保を始めとした県からのこれは負担金であります。

次の、項、県補助金、目の農地利用最適化交付金は、農業委員への交付4件変更による報酬に対する補助金であります。

款、繰入金、項、基金繰入金は、今回普通交付税を財源として財政調整基金の方へ戻し入れを行うものです。

歳入につきましての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。8ページ、続いて歳出の方です。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費につきましては、扶養手当、時間外手当の増額でありますけども、この時間外手当につきましては、これまで減少傾向にあったところなんですけども、このコロナ禍におけるその支援の対応に加えて、通常業務が徐々に戻りつつありまして、今後もそうした業務が増えるということでこれらに対応するための手当を増額したいものであります。

続く目、財産管理費。庁舎経常管理費は、これも行政報告の方で触れておりますけども、電気をはじめとした光熱水費の増額であります。この後各事項におきまして、この増額補正があります。全体的に前年に比べて約20%の増となっております、電気代そのものの高騰もありますけども、感染対策の一つであります換気を行いながらの冷房であったりと、不効率が故に電気代が上がりまして、今後もですねこうした対策をとっていくこととしておりますが、暖房も同じく不効率が故に費用が嵩むと想定されまして、今回補正43事業ございますけども、その中の半分近い19事業について光熱費を補正するものであります。

続いて、目、企画費。一般職人件費につきましては、職員の年度途中の退職によりま

すそれによる減であります。飛ばしました。失礼しました。

**○基幹支所長（和田 真一）**

目、支所費。志々支所経常管理費です。電気・ガス代の高騰によります光熱水費の増額です。

**○住民課長（永井 あけみ）**

続きまして、来島拠点複合施設経常管理費は、庁舎、支所と同様に、電気・ガス料金高騰、及びイベント等の参加によります施設利用件数の増による光熱費の増額です。

**○総務課長（那須 忠巳）**

大変失礼しました。続いて、企画費の方です。一般職人件費の方は、職員の年度途中の退職に伴う減。

広域連合負担金は、光熱水費の増など。その下のCATVは、人勧に伴う人件費の増によるものです。

**○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）**

続いて、地域振興費。定住促進対策事業です。定住整備助成金、利子助成等の申請見込みの増と、民泊開業助成金の新規申請見込み等による補助金の増です。

**○保健福祉課長（小玉 千恵）**

続いて9ページです。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国保会計繰出金は特別会計で説明します。

**○基幹支所長（和田 真一）**

目、社会福祉施設費。保健福祉センター経常管理費です。こちらにつきましても電気・ガス代の高騰による光熱費の増額です。

次に、保健福祉センターの臨時管理費です。保健福祉センターのエアコン室外機、3基ありますけども修繕が必要ですので増額です。

**○保健福祉課長（小玉 千恵）**

目、老人福祉費。老人短期入所事業は、琴引の里の短期入所利用者の増に係る委託料の増額です。

**○福祉事務所長（安部 農）**

目、障がい者福祉費。自立支援医療給付費につきましては、療養介護利用者等の増による扶助費の増額です。

項、児童福祉費、目、母子父子福祉費。児童扶養手当支給事業につきましては、新規等受給者の増による扶助費の増額補正です。

**○保健福祉課長（小玉 千恵）**

子ども等医療費助成事業は、受診件数の増加、それから療育医療対象者の増加見込みによる扶助費の増額です。

続いて 10 ページです。款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金は、特別会計で説明します。

地域包括ケア推進事業は、町内高齢者福祉施設の職員に離職防止へ向けた課題の可視化を目的にアンケート調査を実施する委託料と、町内福祉施設、医療機関等への原油高騰物価高騰支援として県に準じた支援で増額としております。

目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、オミクロン株対応ワクチンと生後 6 カ月から 4 歳までの対象拡大による委託料等の増額です。

#### ○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、火葬場費。町営火葬場経常管理費は、燃料価格高騰によります増額と、火葬場の利用件数増加見込みに伴う委託料の増額です。

続きまして、雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）は、人事院勧告に伴う人件費の増額です。

続きまして、目、保健施設費。健康増進施設経常管理費は、加田の湯の電気・燃料価格高騰に伴う指定管理料の増額です。

#### ○基幹支所長（和田 真一）

健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費です。加田の湯と同じく電気・燃料代の高騰による光熱費の増額です。

#### ○住民課長（永井 あけみ）

続きまして 11 ページをお願いします。項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、人事院勧告に伴う人件費の増額と、平成 30 年 11 月に発生しました火災ごみの処理費用に伴います増額です。

#### ○産業振興課長（植田 勉）

続いて、農林水産業費、農業費、農業委員会費。農業委員会委員報酬は、農業委員への報酬要件が変更になったことによる報酬の増額です。

続いて、目、農業振興費。肥料価格高騰対策事業は、肥料高騰対策として化学肥料の低減に取り組む農業者を支援する交付金です。

#### ○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、農業施設費。高橋生活改善センター経常管理費は、電気代高騰に伴います光熱費の増額です。

#### ○産業振興課長（植田 勉）

続いて、目、畜産業費。和牛繁殖農家経営継続応援金は、コロナ禍における子牛取引価格下落に伴う和牛繁殖農家への応援金です。

#### ○建設課長（森山 篤）

続いて、目、農地費。下水道事業会計補助金農業集落排水については、特別会計で説

明します。

#### ○産業振興課長（植田 勉）

続いて、12 ページをご覧ください。項、林業費、目、林業振興費。J ークレジット制度活用推進事業は、CO2 クレジットの残が無くなったため、追加認証を受けるための業務委託を行うものです。

町産材住宅活用促進事業は、補助金申請が見込みより増えたことによる増額です。

#### ○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業につきましては、運送業支援の対象期間が令和4年4月から9月まででしたが、これを令和5年3月まで対象期間を延長することによる増額です。

続いて、観光費。憩いの郷衣掛経常管理費と琴引スキー場外経常管理費につきましては、憩いの郷衣掛と琴引ビレッジ山荘における原油価格に対する指定管理料の増額です。

飯南町交流物産館経常管理費につきましては、こちらも水道光熱費の高騰によります光熱水費の増額です。

#### ○建設課長（森山 篤）

続いて13 ページ。款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁新設改良費。町道八神千原線整備事業につきましては、今後実施する落石対策工が平成29年以前の基準での設計であり、県の通知に基づき修正設計を行うための歳出節の組み替えです。

続いて、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道については、特別会計で説明します。

続いて、項、住宅費、目、住宅管理費。公営住宅経常管理費は、電気代高騰による光熱水費の増額です。

#### ○防災危機管理室長（長島 淳二）

款、項、消防費、目、常備消防費。広域連合経常負担金（消防分）につきましては、給与改定による人件費及び燃料価格高騰による需用費等の増額に伴う負担金の増額です。

広域連合臨時負担金（消防分）につきましては、コロナ感染防止対策及び電子申請対応に伴う負担金の増額です。

目、災害対策費。災害対策経常管理費につきましては、気象防災アドバイザーの委嘱に伴う報償金等の増額です。

#### ○教育次長（石飛 幹祐）

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。学習支援館運営事業ですが、電気代高騰による光熱水費を増額するものです。

続きまして、項、社会教育費、目、社会教育施設費。図書館経常管理費ですが、電気代の高騰により光熱水費を増額するものです。

**○総務課長（那須 忠巳）**

続きまして 15 ページ、給与費明細書であります。はじめに 15 ページの特別職につきましてですが、比較欄ご覧ください。その他の職員で報酬の増額がありますけども、先ほど農業費で説明しました農業委員の報酬の増によるものであります。

めくっていただきまして、16 ページ。総括の方ですけども、下の方のページの個別明細の方で説明いたします。17 ページ。

アの会計年度以外の職員、いわゆる一般職のことですけども、比較の欄ご覧ください。職員数で 1 名減ありますけども、任期付き職員の 1 名の退職がありまして、それに関わる給与あるいは共済費などが減額となっております。

その下の表の職員手当の明細欄の真ん中のちょっと右の方、時間外手当は、先ほど申し上げました今後を見込んでの増額であります。

下のイの会計年度職員の方には変更はありません。

めくっていただきまして、18、19 の方は、その状況について表にしておりますのでご覧いただければと思います。

議案第 72 号についての説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 73 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○保健福祉課長（小玉 千恵）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 小玉保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小玉 千恵）** 番外。議案第 73 号を説明します。

令和 4 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 155 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,416 万 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 12 月 6 日 提出、飯南町長。

2 ページです。

第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、県支出金。既決額から 3 万 1 千円を減額し、5 億 2,152 万 4 千円。

款、繰入金。既決額に 158 万 3 千円を追加し、5,143 万 4 千円。

歳入合計。既決額に 155 万 2 千円を追加し、6 億 5,416 万 8 千円。

続いて歳出です。同じく款の合計額を読み上げます。

款、総務費。既決額に 294 万円を追加し、4,991 万 3 千円。

款、国民健康保険事業費納付金。既決額に 34 万 8 千円を追加し、1 億 1,889 万 3 千円。

款、基金積立金。既決額から 173 万 6 千円を減額し、10 万円。

歳出合計。既決額に 155 万 2 千円を追加し、6 億 5,416 万 8 千円。

続いて事項別明細書、4 ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源で 155 万 2 千円の増額です。

続きまして 5 ページ。歳入です。概要説明書は 5 ページです。

2. 歳入。款、県支出金、項、県負担金、目、保険給付費等交付金。保険者努力支援分は、交付金確定による減額です。

款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。保険基盤安定制度繰入金。繰入金額確定による減額です。

その他繰入金。国保財政安定化支援分繰入額確定による減額と、標準システム追加費用発生による増額で、合わせて 21 万 9 千円の増額です。

財政健全化対策事業繰入金。繰入金の確定による減額です。

未就学児均等割保険料繰入金。繰入金額確定による増額です。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、国民健康保険事業基金繰入金。補正の財源とするもので増額です。

続きまして 6 ページ。歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、連合会負担金。各種負担金は、事務処理標準システム導入の追加費用が発生したことによる増額です。

款、国民健康保険事業費納付金、項、医療給付費分、目、退職被保険者等医療給付費分は、令和 2 年の退職者医療療養給付費の精算による増額です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金。積立金の減額です。

説明は以上です。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 74 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

**○病院事務長（高橋 克裕）** 議長。

**○議長（早樋 徹雄）** 高橋病院事務長。

**○病院事務長（高橋 克裕）** 番外。議案第 74 号について説明します。

第 1 条 令和 4 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
収入。第1款、病院事業収益。既決予定額に3,017万8千円を追加し、10億7,916万4千円。

第1項、医業収益。既決予定額に1,646万3千円を追加し、7億6,328万8千円。

第2項、医業外収益。既決予定額に1,371万5千円を追加し、3億1,587万6千円。

支出。病院事業費用。既決予定額に350万円を追加し、11億3,060万5千円。

第1項、医業費用。既決予定額に350万円を追加し、11億1,631万6千円。

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 給与費。既決予定額に374万7千円を追加し、6億1,006万1千円。

令和4年12月6日 提出。飯南町長。

次のページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。目について読み上げます。

収入。目、その他医業収益。既決予定額に1,646万3千円を追加し、7,746万9千円。

目、補助金。既決予定額に1,371万5千円を追加し、2,084万2千円。

支出。目、給与費。既決予定額に374万7千円を追加し、6億1,006万1千円。

目、経費。既決予定額から24万7千円を減額し、2億7,809万9千円。

次のページです。明細書です。

1. 収益的収入及び支出。

収入です。目、その他医業収益の公衆衛生活動収益につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種業務の委託料の実績分です。

医療相談収益につきましては、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る医学管理、健康管理の業務委託料の実績分を補正しております。

目、補助金の国県補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る病床確保料等の実績分の交付決定がありましたので、こちらの方を補正しております。

4ページです。支出です。

目、給与費の、給料、手当、法定福利費、次の目、経費の諸会費。こちらは退職手当負担金の減になりますけども、いずれも人件費に係るものです。

医師の産休による代替医師の増がありましたし、退職した職員もおりましたので、これらを補正しております。

5ページから、キャッシュフロー計算書等関係資料を付けておりますが、説明の方は省略いたします。以上になります。

**○議長（早樋 徹雄）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第75号、令和4年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第3号）及び、議案第76号、令和4年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）の2議案を一括議題と

いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 75 号について説明します。

第 1 条 令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）支出。第 1 款、簡易水道事業費用。既決予定額に 661 万 1 千円を追加し、2 億 6,509 万 8 千円。第 1 項、営業費用。既決予定額に 661 万 1 千円を追加し、2 億 4,690 万 9 千円。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,629 万円は、当年度分損益勘定留保資金 2,629 万円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額に 842 万 6 千円を追加し、1 億 602 万 8 千円。

第 2 項、受益者分担金。既決予定額に 30 万円を追加し、160 万円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額に 812 万 6 千円を追加し、8,894 万 6 千円。

支出。第 1 款、資本的支出。既決予定額に 181 万 5 千円を追加し、1 億 3,231 万 8 千円。

第 1 項、建設改良費。既決予定額に 181 万 5 千円を追加し、2,064 万 3 千円。

令和 4 年 12 月 6 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。実施計画書です。

1. 収益的支出。目について説明します。

（支出）目、水道事業管理費。既決予定額に 645 万 6 千円を追加し、6,612 万 7 千円。

目、総係費。既決予定額に 15 万 5 千円を追加し、1,701 万 8 千円。

2. 資本的収入及び支出。

（収入）目、受益者分担金。既決予定額に 30 万円を追加し、160 万円。

目、一般会計出資金。既決予定額に 812 万 6 千円を追加し、8,894 万 6 千円。

（支出）目、建設改良費。既決予定額に 181 万 5 千円を追加し、2,064 万 3 千円。

次に 3 ページです。補正予算明細書です。

1. 収益的支出。水道事業管理費の光熱水費につきましては、電気料高騰のための増額です。

修繕費につきましては、給水分岐の修繕、浄水場機器修繕、空気弁・仕切弁の修繕を実施するための増額です。

工事請負費につきましては、上赤名瀬戸地内における空気弁設置工事及び杉戸浄水場取

水の石積みを実施するための増額です。

総係費の補正につきましては、主に扶養親族変更による増減です。

次に４ページ、資本的収入及び支出です。（収入）

加入分担金につきましては、佐見地区における新規接続増に伴う増額です。

一般会計出資金につきましては、補正に伴う繰入の増額です。

（支出）建設改良費工事、修繕費です。新規接続に伴います給水引込工事を行うための増額です。

次の６ページの予定キャッシュフロー計算書以降の付属説明資料につきましては、ご覧いただきたいと思います。議案第75号の説明は以上です。

続いて、議案第76号について説明します。

第１条 令和４年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第２条 予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）支出。第１款、下水道事業費用。既決予定額に４２０万９千円を追加し、２億９,３６９万９千円。第１項、営業費用。既決予定額に４２０万９千円を追加し、２億６,４７５万４千円。

第３条 予算第４条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３,９１６万４千円は、当年度分損益勘定留保資金３,９１６万４千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）収入。第１款、資本的収入。既決予定額に５８９万７千円を追加し、２億１,０２９万７千円。

第５項、一般会計出資金。既決予定額に５８９万７千円を追加し、１億１,５０４万１千円。

支出。第１款、資本的支出。既決予定額に１６８万８千円を追加し、２億４,９４６万１千円。

第１項、建設改良費。既決予定額に１６８万８千円を追加し、５,５７２万６千円。

令和４年１２月６日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。実施計画書です。

１．収益的支出。目について説明します。

（支出）目、公共下水道管理費。既決予定額に４１４万円を追加し、３,８１５万３千円。

目、総係費。既決予定額に６万９千円を追加し、５６１万円。

２．資本的収入及び支出。

（収入）目、一般会計出資金。既決予定額に５８９万７千円を追加し、１億１,５０４万１千円。

（支出）目、建設改良費。既決予定額に１６８万８千円を追加し、５,５７２万６千円。

次に３ページ、補正予算明細書です。

1. 収益的支出。

公共下水道管理費、光熱水費については、電気料高騰のための光熱水費の増額です。

総係費については、人事異動に伴う手当の増額です。

次に4ページ、資本的収入及び支出。

収入につきましては、補正に伴う一般会計からの繰入金の増額です。

(支出) 建設改良費、工事請負費ですが、農業集落排水におけるニチフレ島根下水引込管を敷設するための増額補正です。

次の5ページの予定キャッシュフロー計算書以降の付属説明資料につきましては、ご覧ください。議案第76号の説明は以上です。

○議長(早樋 徹雄) 以上で、すべての提案理由の説明を終わります。ここで休憩をいたします。本会議の再開は11時30分といたします。

午前11時21分休憩

.....

午前11時29分再開

---

## 日程第8 質疑

○議長(早樋 徹雄) 本会議を再開いたします。

日程第9、これより質疑を行います。

はじめに、議案第68号、地方公務員法の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(早樋 徹雄) 6番、安部誠也議員。

○6番(安部 誠也) はい。6番。

ちょっと説明で聞いたか聞き逃したかわからないですけど、引き続き再任用になった方の退職金の計算、どうなっているか聞きたいです。自分の経験からいうと、かつて国会議員の第一秘書やっていた人が、代が変わって第二秘書になってほんの一年もしないうちに辞められたんですが、退職金が第一秘書長くやっていたけど第二秘書の計算で計算されておって、第一秘書で辞めればよかったってその人が後で言っていたもんですから、確か60歳までかなり金額があってピークになっておると思いますけども、辞めた時の計算でやるのか、引き続いてやった時の計算でされるのか、その点を一つ伺い

します。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

退職金についての質問でした。60 歳をもって役職定年が制度が導入されますので給与がその時点で3割カットとなりますが、退職金につきましては、ピーク時特例という特例がありまして、60 歳のピークをもった金額で計算されます。が、勤務年数については、60 歳を過ぎても勤務年数の方へ加算されますので、損はないということになります。説明は以上です。

○6 番（安部 誠也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） はい。

退職金は、多分 60 歳過ぎた時点で引き続いてやった人は、最後に辞めた時にもらうということ、他の市議会からも聞いているんですが、あわせて 60 歳までのと 60 歳以降のをもらうと聞いたんですが、うちの町はどういう計算方式でやられますか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。

支給時期につきましては退職時、60 歳を過ぎても退職時ということ、62 歳であっても 65 歳であっても、その退職時に支給されることとなります。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） これで、質疑を終わります。

次に、議案第 69 号、飯南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員。

○2 番（伊藤 好晴） 2 番。

勉強不足で申し訳ないんですけども、この部分休業というのがですね、頭の中で整理ができないんですけども、55 歳以降で申請するとなってますけども、希望するものだけ

ですか。そこらへんの仕組みをですね、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 2 番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

この制度の中身についてということですが、認識のとおり、55 歳以上の者がこの制度を利用することができる。申請したものが利用することができるということです。具体的に想定されているのは、午前中に勤務をし、昼からは地域の、例えば自治会活動の主役であったり、自治区長とかであったり、そうした地域のためのボランティア休暇というようなイメージをもって島根県も設定されているようです。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。5 番。

この説明書ですよ。2 番ですよ、説明の。2 の 2 です。高齢者部分休業の承認は 1 週間を通じて 19 時間 20 分を超えない範囲内でとありますが、これ毎週とってよろしいということですか。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

休める期間についてということですが、その見込みのとおり 1 週間について翌週、翌週、翌週というふうにとることが可能です。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 70 号、飯南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 71 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 72 号、令和 4 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷ひとみ議員。

○10 番（戸谷 ひとみ） 10 番。

肥料価格高騰対策事業について教えてください。化学肥料の低減に取り組む農業者の肥料費を支援するということですが、低減に取り組んでいる農業者かどうかはどのように確認するのかと、作付け面積や品目による制限があるかどうか教えてください。

○議長（早樋 徹雄） 10 番、戸谷議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（植田 勉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 植田産業振興課長。

○産業振興課長（植田 勉） 番外。

低減はどのように取り組むかでございますが、こちらの制度設計は国の方で設けられている事業でございます。低減で考えられる項目がいくつか用意されております。

その項目は説明は省略しますが、いくつかの項目から 2 つほど選んでいただいて、それに取り組んでいただければ（聞き取り不能）支援が受けれるというものでございます。

それから面積や品目に指定があるかということでございますが、指定はございません。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 73 号、令和 4 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 74 号、令和 4 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 75 号、令和 4 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第 76 号、令和 4 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

---

#### 日程第 10 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第 10、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。総務厚生常任委員会は、議案第 68 号、議案第 69 号、議案第 70 号、議案第 71 号、議案第 73 号、議案第 74 号、以上 6 議案。

暫時休憩します。

午前 11 時 41 分休憩

.....  
午前 11 時 49 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。大変失礼をいたしました。改めて付託議案と付託する委員会名を申し上げます

総務厚生常任委員会は、議案第 68 号、同じく 69 号、同じく 70 号、同じく 71 号、同

じく 73 号、同じく 74 号、以上 6 議案。

教育経済常任委員会は、議案第 75 号、同じく 76 号、以上 2 議案。

予算特別委員会は、議案第 72 号、以上 1 議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定しました。これで、委員会付託を終わります。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（早樋 徹雄）** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、7 日、8 日は休会とし、本会議の再開は 9 日、午前 9 時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後 5 時までに通告書の提出をお願いします。一般質問をされない方は、その旨ご報告をお願いいたします。

ご苦勞様でございました。

**午前 11 時 50 分散会**

---